

# フランスにおける標準語形成過程と言語政策に関する一考察

金 成 秀 KIM Song Sou

## *The Process of Standardization of the Language and the Linguistic Policy in France*

### ABSTRACT

After the military and political collapse of the Western Empire, "Latin unity" disappeared gradually in Romania, where linguistic fragmentation had already been emerging and Latin evolved into Romance languages by the ninth century. The Romance varieties of Gaul were called the Gallo-Romance, which was divided into two main language groups. In the medieval period, the northern group of dialects were known as the *langue d'oïl* and those of the south were called the *langue d'oc*. It will be the vernacular of the Il de France, a dialect of the *langue d'oïl*, which will become the French national language.

In France, the linguistic question has not been only a cultural issue but always considered as an important affair of state which concerns a national unity and stability. In this paper, I will try to examine the way in which a dialect becomes the standard language in France and to show how the French state has been interfering in linguistic matters since the sixteenth century to extend and maintain its political power.

### はじめに

紀元前58年、ガリアはシーザ率いるローマによって征服されるが、ガリア南部地域は紀元前120年頃にすでにローマの属州としてその支配下にあった。ガリア人は当初ケルト語を使っていたが、徐々に自らの言語を捨てて支配者の言語

であるラテン語を採用した。しかし、彼らが日常生活で使うラテン語は古典ラテン語とは区別され俗ラテン語 *latin vulgaire* と呼ばれる。ローマ帝国崩壊後（476年）ロマニア各地域の俗ラテン語は統一的に進化することなく、それぞれ独自の発展をするようになる。「ラテン語の統一性」は9世紀までに消滅しロマンス語と呼ばれる諸言語に分化する。ガリアのロマンス語はイタリア半島（イタロ・ロマンス語）、イベリア半島（イベロ・ロマンス語）のそれらとは区別されガロ・ロマンス語（le gallo-roman）と呼ばれる。ガロ・ロマンス語はガリア北部のオイル語（langue d'oil）と南部のオック語（langue d'oc）に区別され、未来のフランス語となる言語はオイル語の一方言にすぎないイル・ド・フランスの方言なのである。

本稿ではまず、この方言がどのような過程を経て、標準語（langue standard）として形成されていくのかを考察する。

一地域もしくは一国における標準語の形成過程には様々な形態が見られるが、フランスにおける標準語の形成は次のような過程を経た。

1) まず、諸言語および諸方言の中で、一言語もしくは一方言が競合言語（方言）を押しつけ「威信言語」として選ばれる。

2) 次に、その選ばれた言語が規範化される。

3) そして、標準語が制度化され、全国的範囲で唯一の「威信言語」としての地位を確立する。

本稿では次にフランスにおける言語問題は単なる文化問題ではなく、国民国家形成過程で常に国家的問題と見なされ、現在もなお重要な政治問題であることを明らかにする。

## 1 「威信言語」の選択

### 1. 1 ロマンス語と競合する諸言語

ローマ帝国末期フランク族の一部はローマ軍の雇用兵としてライン川東の辺境防衛に当たっていたが、やがてローマ領内に侵入しガリア北部を占領した。

フランク族をはじめとするゲルマン民族がガリアを征服した時、ガリア人はすでにローマ化されており、自らの言語であったケルト語を捨てラテン語を話していた。ローマ帝国の崩壊後、フランク族のサリー支族から出たクロヴィス（Clovis）は同じくフランク族に属するブアリ支族を統合して、481年にフランク王国を建設しメロヴィング朝を興した。その後751年には同じくフランク族の王朝であるカロリング朝が創設された。カール大帝の時代にフランク国の領土は大きく拡張し、ヨーロッパにあらたな巨大帝国が出現した。しかし、大帝が814年に死ぬとその孫達は領土分割をめぐり激しい争いを繰り広げ、その結果843年のヴェルダン条約によりフランク帝国は三つに分割された。そのうちの東フランク王国と西フランク王国が、それぞれドイツとフランスという近代ヨーロッパ国家の基礎となった。東フランク国とは異なり、西フランク国では住民の多くがロマンス語系であった。フランク人達が早くから定住し農業に従事していたガリア北部では、ロマンス語とゲルマン語の併用状況が比較的長く続いた。定住フランク人はガロ・ロマン人と融合し、徐々にフランク語（francique）を捨てロマンス語話者になっていった。ガリア北部のフランク人貴族達に関しては、7世紀を通じてフランク語とロマンス語を併用していたが、フランク語よりロマンス語を主に使うようになったと推測される。そのため、フランク人貴族達は自分たちの子弟達をフランク語使用地域に送り、母語による教育を受けさせた。多くのフランク人貴族達がロマンス語を採用したにもかかわらず、9世紀の西フランク国ではフランク語が依然として生命力を持っており、王家の言語の地位にあった。王家のルーツはゲルマン語圏のエクス・ラ・シャペル（Aix-la-Chapelle）にあり、ここはカロリング・ルネッサンスが花開いたカール大帝の宮廷の所在地であった。10世紀末に西フランク王国が崩壊するまで、宗教、公的文書などに用いられるラテン語、王家の言語であるフランク語、そして大多数の人々が日常的に使うロマンス語が併用されていた。

書記法が確立していたラテン語を除き、フランク語とロマンス語は公的文書には用いられず互いに競合関係にあった。フランク語は使用人口では極少数の支配階級の言語であり、ロマンス語は上述のように貴族にも使われていたが、主に人口の大多数を占める被支配階級の言語であった。フランク語とロマンス

語の競合関係は、987年にサンリスの聖俗会議においてカロリング王朝の正統な後継者を廃して、イル・ド・フランス候ユーグ・カペー（Hughes Capet）がフランス王に選出されることにより、後者に優位に消滅していく。ユーグ・カペーはフランク語を解さず、ロマンス語（オイル語）を母語とした最初の王である。ユーグ・カペー王朝の創始により、ガリアではフランク国家が崩壊し新たにフランス史が始まる。王の言語はもはやゲルマン語のフランク語ではなく、ロマンス語、なかんずくイル・ド・フランスの方言である。

カペー王朝初期、王が支配する領土は狭く北フランスの一部に限られていた。その臣下の中には、フランドル伯、ブロワ伯、ノルマンディー公、アンジユ公など自らを王に劣らず有力だと考える貴族達がいた。特に、ノルマンディー公はフランス王位を脅かす勢力であり、ノルマンディーのルーアン、カーンでは北欧の言語が話されていた。そのため、この言語がフランス語（イル・ド・フランス方言）の競合言語として登場する可能性があった。しかしながら、この非ロマンス語系言語はフランス語の地位を脅かす存在にはならなかった。その理由として次の事柄を挙げる事ができる。まず、ヴァイキングの子孫達は、自らの文明に比べより高度な文明を築いたラテン精神に浸透され、やがてフランス語を自らの言語として採用するようになる。1066年に、ノルマン公ギヨームがイギリスを征服する頃、ノルマンディーの宮廷ではもはや北欧語は使われず、フランス語（ノルマン方言）が宮廷言語の地位を確立していた。さらに、イギリスを占領した後、アングロ・サクソン系住民にフランス語を公用語として強要した。

フランス国王の潜在的ライバルであったノルマンディー公がフランス語に同化した結果、非ロマンス諸語はもはや「威信言語」としてのフランス語の地位を脅かす存在ではなくなった。

## 1. 2 イル・ド・フランスの方言と他のオイル語方言

ガリア地域において俗ラテン語がどの時期にロマンス語になったかは定かでないが、9世紀には庶民達が日常生活で使う言葉がロマンス語であったことは様々な資料によって疑う余地はない。813年のトゥール司教会議において、教

会での説教をラテン語ではなくすべての人が分かる言語、すなわちゲルマン語 (theotisca lingua) もしくはロマンス語の俗語 (rustica romana lingua) で行うことが決定された。《Et ut asdem omelias quisque aperte transferre in rusticam Romanam linguam aut Thiotiscam quo facilius cuncti possint intellegere quae dicuntur》<sup>1)</sup>

この頃フランスの北部では、日常生活において二方言併用 (diglossie) 状況にあった。カロリング朝の時代、ラテン語は公文書や学校教育などに用いられる「威信言語」の機能をもっており、ロマンス語は庶民の話言葉であった。

フランス語の最古の文書は842年にシャルル禿頭王とルーヴィッヒ・ドイツ王の間で交わされた『ストラスブールの誓約』*Serments de Strasbourg* である。この文書は、文章が短く定型文が多いため、どの地方の方言で書かれたのかが定かではなく、それに関していくつかの説がある。9世紀末から11世紀前半に亘り、様々な地方の方言で宗教的性格の「聖人伝」が書かれた。それまでは宗教はラテン語の独占的領域であり、特有地域言語 (langue vernaculaire) で宗教に関する文書が作成されることはなかった。しかしながら、トゥールの司教会議 (Concile de Tours) が、それぞれの地域の住民達の言語による説教の重要性を公式に認識したことが、ラテン語以外の言語で宗教的性格のテキストの創作を促したと推測される。これらの文書は、異なった特有地域言語で書かれているが、このことは、この時期にはまだ古期標準フランス語が存在しなかったことに起因する。

初期の北フランスのテキストは、イル・ド・フランス地域ではなく、主にピカルディーやノルマンディーの地域で作成されている。880年頃サンタマン (Saint-Amand) で書かれた『聖エウラリアの読誦』*Séquence de sainte Eulalie* は、フランス北東部の言語的特徴を示している。『聖レジェ伝』*Vie de saint Léger* (1000年頃) の原書や、『ヨナに関する説教』*Sermon sur Jonas* (950年頃) はワロン地方の方言で書かれた。また、『聖アレクシウス』*Vie de saint Alexis* (1040年頃) の原書はルーアン地方の方言で書かれたと思われる。

11世紀後半以降、あたらしいジャンルのテキストが登場する。すなわち武勲詩と宮廷文学である。12世紀にはノルマン地方の方言が文学テキストにおいて

優勢を占めていた。13世紀には、経済的に繁栄していたピカル地方の方言による文学作品が創作された。しかしピカル地方の諸都市は、13世紀末期には経済的衰退期に入り、文学的中心としてパリの地位を脅かす存在ではなくなった。

カペー王朝は当初、王国全土を統治する強い政治・経済および軍事権力の基盤を持たなかった。そのため王権が実質的に行使された地域は、イル・ド・フランスを中心とする王領に限定されていた。それにもかかわらず、カペー王家は他の地方貴族達に比べ、決定的に優位な立場にあった。カペー王朝は教会と相互依存の関係にあり、教会の支持を得ていた。当時、教会は全土に強固な基盤をもつ唯一の安定した勢力であり、経済的にも最大の勢力であった。当時の交易は主に大修道院によって組織されており、それらの修道院は王によって保護されていた。王はサン・ドニ *Saint-Denis*、サン・マルタン *Saint-Martin*、サンジェルマン・デ・プレ *Saint-Germain-des-Près* などの修道院の名目上の院長であった。また、それまでの王朝とは異なり、カペー王朝はパリを首都と定めそこに居を構えた。首都には王の宮廷ばかりではなく法廷もあり、やがてソルボンヌ大学（1250）が設立される。このように、12世紀末ないし13世紀初頭以降、国王による集権化が開始され、カペー王朝の権力が強まるにつれて、オイル語の諸地方は政治的中心であるパリに次第に服従するようになった。パリは知的および文化的中心となり、そこでは共通の言語が練り上げられていった。

13世紀にはパリの言葉が他のオイル語諸方言に対して、徐々に「威信言語」の地位を占めるようになる。1254年以降、フランス語（すなわちパリの言葉）が王の大法官府の公文書に用いられる。パリの言葉が一種の標準語と見なされていたことを示すいくつかの例が伝わっている。マン出身の無名の詩人が、パリ生まれではないので自分の言葉が「惨めで、耳障りで粗野」とであると嘆いている。ピカルディー出身の詩人フィリップ・ド・ボーマノワール（Philippe de Beaumanoir）は、彼の物語『ジャンとブロンド』（1275年）で女主人公が話す言葉について述べながら、サン・ドニ（パリ地方）生まれの人のフランス語が良いものと示唆している。イル・ド・フランス地方の方言はフランス語と

同義語となり、他のオイル語方言と区別されるようになった。

14世紀末までに、多くのオイル語地域でフランス語が公文書に用いられるようになった。15世紀後半には、フランス語の影響範囲は中央山岳地帯の東西へゆっくり拡張していった。イル・ド・フランスの方言は他のオイル語方言を押しつけて、名実共に「威信言語」となった。

### 1. 3 オイル語とオック語の競合関係

ガロ・ロマンス語は、ガリア北部のオイル語と南部のオック語に分類される。ガリア南部は北部に比べいち早くローマに編入され、ローマ化がより進んでいた。一方、北部は早くからフランク族などのゲルマン族の浸透が著しかったため、オイル語はオック語より多くゲルマン語の影響を受けている。ユグ・カペーの登位以来、オック語が話される南フランス地域は数世紀に亘り、北フランスの支配下に組み入れられることなく独自に発展していった。

オック語による最古の文書は11世紀前後のものと推測される『ボェチウス』*Boèce provençal* という文学作品である。オイル語で書かれた最古の文学作品『聖エウラリアの読誦』に比べ約1世紀遅い出現である。このことは、オック語が言葉として成立したのが、オイル語に比べ100年遅れたということの意味するわけではない。オック語による文学は、当初から方言的差違がそれほど大きくはなく、標準語化の動きが比較的早くから起こっていた。南仏の吟遊詩人、トゥルバドール達は、(*Troubadours*) それぞれ異なったオック語の方言を話すにもかかわらず、彼らが文学で用いる言葉には大きな違いが見られなかった。11世紀後半にはオック語が文学ばかりではなく、行政分野においても頻繁に用いられるようになった。1034年にはホァ伯領 *le comté de Foix* で、そして1053年にはナルボンヌで、オック語が数多くの法的文書で使用されるようになった。これらの事実から、南仏には11世紀の末、オック語の様々な方言話者にとっての一種の「コイーネ」が存在し、書き言葉における統一性が極めて高かった事が判明する。12世紀頃から、オック語はトゥルバドール文学の言語として、北フランスの宮廷風恋愛文学に大きな影響を与えた。しかし、13世紀からイル・ド・フランスの方言が南仏に浸透するようになる。それは、すで

に12世紀末頃から本格的に始まったフランス国王による集権化と深く関わっている。この頃、古代東方のマニ教の影響を受けたアルビジョワ派の勢力が、南フランス諸侯の支持を得てアルビ、トゥルーズを中心に広まっていた。フランス王は南フランスにおける自らの支配権を確立するため、教皇インノケンティウス3世の要請に基づき、アルビの宗教異端に対しアルビジョワ十字軍 *croisade des Albigeois* (1209年) を組織した。トゥルーズ伯率いる南フランス軍は、1213年ミューレの戦い (la bataille de Muret) で惨敗を喫し、北部の権力に屈した南フランスは1271年に王領として併合された。その結果、南北フランスの統一が促進される。南フランスでは、話言葉には依然としてオック語が使われたが、書き言葉に関してはイル・ド・フランス方言の優位が確立された。オック語は15世紀から衰退期に入り、オイル語との競合関係において完全に「敗北」したといえる。これにより、イル・ド・フランス方言は、他の競合言語（方言）を押し退け、フランスにおける標準言語としての地位を確立するようになる。

## 2 フランス語の規範化と標準語化

### 2. 1 「ヴィレール・コトレの勅令」、ラテン語からフランス語へ

16世紀までに、フランス語は北部では文学表現の手段として用いられる唯一の言語になり、南部においてもフランス語による文学が頻繁に行われるようになった。

フランス語は競合する諸言語（方言）に対して優位な地位を確立したにもかかわらず、地方では公文書にラテン語や特有地域言語が依然として使用されていた。中世以来、ラテン語は学問のための「威信言語」とみなされており、フランス語は主に民衆教化のための作品に用いられていた。フランス語がラテン語を押し退け、国の唯一の公式言語としての地位を確立するには、1539年の「ヴィレール・コトレの勅令」 *Ordonnance de Villers-Cotterêts* を待たねばならなかった。上述のように学術用語は長い間ラテン語であったが、14世紀に



入り様々な分野の学問（医学、数学、天文学、物理など）を、ラテン語ではなくフランス語で論じる傾向が次第に著しくなった。1314年には、外科学の概説書がフランス語に翻訳され、倫理学の概説書なども次第にフランス語で刊行されるようになった。また、典礼や神学においてはラテン語が支配的であったが、教会での説教はフランス語で行われた。15世紀には、印刷技術の飛躍的な発展に伴い出版が活発になり、それまでラテン語の領域であった数学、天文学、化学、物理などに関する著作が、フランス語で数多く刊行されるようになった。このように、ラテン語の支配分野に少しずつ進出するにつれ、フランス語が唯一の公用語となる条件が成熟していった。

王権の及ぶ領土が拡張するにつれ、北部においては、13世紀頃から次第に公的文書の言語として、ラテン語ではなくフランス語が使用されるようになった。一方、地方においては、ラテン語や特有地域言語が依然として公的文書に好んで用いられていた。百年戦争（1337-1453）の勃発はフランス王権の拡張に大きな痛手となったが、シャルル7世治下において、フランスは官僚制の整備、財政的改革、常備軍の創設などを断行し、国家統一を著しく促進させた。さらに、王権を確立するために、高位聖職者選挙制を復活させ教会に対する国王の介入を可能にし、王国内での教会の権限を制限した。そればかりではなく、ローマ法廷への訴訟を制限し、国王の承認のない教皇文書の布告を禁止した。次のルイ11世の時代には、アパナージュ（王室親族封）であったブルゴーニュ公領を始め、アルトワ伯領、フランシュ・コンテ、アンジュー、メーヌ、プロヴァンスなどが王領に併合され、フランス国土が統一された。しかしながら、王国はいまだに一つの法制で統一されてはおらず、北部の慣習法と南部のローマ法地域に分かれていて、南部においても実際は慣習法が局地的に存在していた。王国全域で王権の行使を徹底するためには、このような状況を打開する必要がある。15世紀末から16世紀初頭にかけて各地方の慣習法の編纂と成文化が行われた。王の言語であるフランス語は、王権行使のための重要な手段であった。そのため、王は地方的慣習法がフランス語で編纂されることを強く望んだが、地方（特に南フランス）の住民感情を考慮する必要があった。

1490年、シャルル8世は、ムーランの勅令 *Ordonnances de Moulins* を発

し、ラングドックの法廷での証言がフランス語もしくはこの地方の母語で行われ、かつ作成されるように命じた。トゥルーズ、ボルドー、グルノーブルなどの法廷は、この頃すでにフランス語で法的文書を編纂し始めていたが、それは上級審の判決に限られていた。1510年、ルイ12世は刑事訴訟を俗語（フランス語）もしくは地方の母語で行うよう命じた。1535年、フランソワ1世は「イ・シュール・ティーユの勅令」*Ordonnances d'Is-sur-Tille* を発し、すべての刑事訴訟をフランス語もしくは地方の母語で行うよう命じている。これらの一連の勅令により、法廷からラテン語が排除されるようになったが、特有地域言語の使用は認められたままであった。フランス語が司法行政の唯一の公用語になるのは、フランソワ1世が1539年8月15日、ヴィレール・コトレで発した勅令によってである。この勅令は司法行政の改革を目指しており、その111条は司法関係証明書や記録をすべてフランス語で行うよう命じている。<sup>2)</sup>「ヴィレール・コトレの勅令」は速やかに実施され、1550年頃までにはオック語地域である南フランスにおいても、すべての公文書が特有地域言語ではなく、フランス語で作成されるようになった。16世紀中葉、フランス語、すなわち王の言語は、名実共に王国の唯一の公用語の地位を確立した。

フランス語はラテン語を押しつけ王国の公用語になったが、神学、医学、哲学、法学などの領域ではラテン語との競合関係が続いた。それまでラテン語だけが用いられていた領域において、フランス語使用を断固主張したのはデュ・ベレー（Du Bellay）である。彼は著作『フランス語の擁護と顕揚』*Deffense et illustration de la langue francoyse*（1549年）において、古典の模倣により俗語であるフランス語をラテン語に匹敵する言語にすれば、フランス語が扱えない主題はないと主張した。

1536年にパーゼルにおいてラテン語で出版されたカルヴァンの『キリスト教教程』*Institution de la Religion chrestienne* が、彼自身によってフランス語に翻訳され1541年にジュネーヴで出版された。フランス語は宗教分野においても次第にラテン語と肩を並べる言語になっていった。16世紀後半には、宮廷付外科医であったアンブロワーズ・パレ（Ambroise Paré）がフランス語で医学書を発表した。さらに、デカルトが1637年に『方法叙説』*Discours de la*

*méthode* をフランス語で書いている。教育はラテン語で行われ、ソルボンヌ大学は教会とならび頑なにラテン語を擁護し続けた。しかし、コレージュ・ド・フランス *Collège de France* では、ピエール・ド・ラメールの講義がラテン語ばかりでなくフランス語でも行なわれた。このように、フランス語はすべての学問領域に浸透していき、「威信言語」としての地位をさらに確固たるものとした。

## 2. 2 アカデミー・フランセーズの創設、フランス語の規範化へ

国家の公式言語となったフランス語は、文法家達によって次第に規範化の方向へ導かれていく。一般的に、言語の規範化は辞書の編纂、文法の成文化などと密接に関連している。フランス語は文法の成文化と辞書の編纂に関しては、他のロマンス語（スペイン語、イタリア語）に遅れをとった。<sup>33</sup>

16世紀初頭から、様々なフランス語の文法書が出版されたが、それらは英語もしくはラテン語によるものであった。<sup>34</sup> 1500年に刊行されたルイ・メグレ (Louis Meigret) の『フランス語文法概論』 *Le tretté de la grammere françoëze* は、フランス語で書かれた本格的な文法書である。また、フランス語の語彙編纂が誕生するのは、ロベール・エティエンヌ (Robert Etienne) による『仏羅辞典』 *Dictionnaire françois-latin* (1539年) である。文法書の出現とはほぼ同時期に、それまで確定していなかった正書法の改革の動きが現れる。これは印刷術の発達に伴い、より厳密で確定した正書法が必要となった当時の言語事情を反映している。

17世紀に入り、言語の統制と規範化が強まって行くが、1635年に宰相リシュリュウー (Richelieu) によって創設されたアカデミー・フランセーズ *Académie française* がその役割を担うことになる。リシュリュウーがアカデミーを創設したのは、言語的必要性からばかりではなく、特に政治的必要性からである。つまり、言語的視点では、コミュニケーションの発展を容易にするため、言語の機能を高めかつ規格化する必要があった。一方、リシュリュウーはフランス語をヨーロッパで最も権威のある言語にすることを望んでいたと思われる。それは当時フランスのエリート達が、言語に関してイタリアに一種の

劣等感を抱いていた事情と関連する。イタリアでは1582年に、フィレンツェで「クルスカ会」*Accademia della Crusca* というアカデミーが創設され、言語の「純化」がいち早く進められていた。16世紀、イタリア語はヨーロッパで権威のある言語と見なされ、イタリア文化が芸術、文学を媒介にしてヨーロッパ各地に広まっていた。フランスのエリート達にとって、言語問題は単に文化的問題ではなく、国の威信にかかわる極めて政治的な問題でもあった。

言語の「純化」の動きはアカデミー創設以前にすでに始まっており、その中心人物は宮廷詩人マレルブ (Malherbe) である。彼は文法家ではなくまとまった文法書を書かず、詩の言語と技法に関する自らの教義を通してフランス語の統制と純化について述べている。その内容は、1) 外国語、古代語、方言からの借用を良くないものと決めつけ、2) 新語（複合語、派生語、形容詞の名詞化）、技術用語、「下品な語彙」を禁止し、3) 実詞を冠詞と規則的に使用し、また主語代名詞を動詞と規則的に使用すること、などである。

アカデミー・フランセーズの使命は、50条からなる規約によって定められている。規約26条はその主要目的をフランス語に確固たる規範 (*règles certains*) を与え、それを純化しかつ雄弁的な (*éloquent*) ものにし、すべての芸術・学問を論ずることができるようなものにすると定めている。さらに、辞書、文法書、詩学、修辞学などを作成することがアカデミーに任務として課せられた。

アカデミーで中心的役割を果たすのはヴォージュラ (Vaugelas) である。彼は著作『フランス語に関する覚え書き』*Remarques sur la langue françoise* (1647年) において、「慣用」について述べながら慣用には「良い慣用」と「悪い慣用」があると主張した。ヴォージュラによると、「悪い慣用」とは大多数の庶民達のそれで、「良い慣用」とは、話言葉に関しては「宮廷の最も健全な部分」*la plus saine parite de la Cour* のそれであり、書き言葉については「現代の作家の最も健全な部分」*la plus saine partie des Auteurs de ce temps* の慣用である。<sup>51</sup> ヴォージュラは「理性」より「慣用」を重んじる。そのため、彼は「理性」と「慣用」の両者が対立する場合、後者を選択することを勧める。彼のこのような主張は、彼が論理性を重んじる文法

には関心がなく、実践の中で響きの良い美しい言葉を確立しようとしたことに由来している。ヴォージュラの権威は言語に関して絶対的なものであった。彼は当時のアカデミー・フランセーズを象徴する人物であり、そのアカデミーは単なる文学サロンではなく国家的機関であった。そのため当時のエリートにとって、言語問題は単なる文化的問題ではなく、貴族社会における自らの地位向上のために必要不可欠な政治的問題であった。当時の作家達と言えども例外ではなく、やはりアカデミーの権威に屈せざるを得なかった。コルネイユは彼の戯曲『ル・シッド』*Le Cid*がアカデミーによって非難を受けるや<sup>6)</sup>、ヴォージュラの教義に従い作品を書き直さなければならなかった。ヴォージュラは1650年に亡くなるが、彼の教義はその後メナージュ（Ménage）とブウール（Bouhours）に受け継がれフランス語に影響を与え続けた。

## 2. 3 「慣用」から「理性」、「明晰」と「普遍性」の時代へ

1660年、『一般的・理性的文法』*Grammaire générale et raisonnée*が、アルノー（Arnauld）とランスロ（Lancelot）の共著として出版される。これは一般に『ポール・ロワヤルの文法』*Grammaire de Port-Royal*と呼ばれている。この文法書の刊行により、フランス語は「慣用」から「理性」へと次第に進む方向を変えていく。つまり、言語のあり方（文法や言葉使い）は、宮廷の教養ある人々やサロンの「慣用」を基準にするのではなく、論理に基づかなければならないという主張が勢力を持ちだした。ヴォージュラの権威は17世紀末まで保たれるが、ルイ14世が逝去した後宮廷の求心力が弱まり、啓蒙の時代の到来と共に、「慣用」は「理性」にとって代わられる。18世紀、科学技術の発展と都市ブルジョアジーの経済力の発展に伴い、言語の規格化がそれまでの宮廷という狭い範囲ではなく、より広い空間に適応したものになる必要があった。17世紀の終わりまでに、語彙の規範化と固定化が行われた。1694年に『アカデミー・フランセーズの辞典』*Dictionnaire de l'Académie française*が世に出るが、この辞書は「良い慣用」に従い編纂されており、専門技術用語が除外され文学関連の語彙だけが収録されている。『アカデミー辞典』以前に、これに競合する二つの辞典がすでに出版されていた。一つはリシュレ（Richelet）に

よって編纂された『フランス語辞典』*Dictionnaire français*である。この辞典は約25000の語彙を収録しており、1680年にジュネーヴで印刷されフランス国内に非合法的に持ち込まれ普及した。もう一つはアカデミー会員であったフルチエール（Furrière）が編纂したものであった。アカデミーはこの辞典の出版に反対しフルチエールをアカデミーから除名した。辞典は彼の死後2年たった1690年にアムステルダムで印刷出版された。この辞典には『アカデミー辞典』ではタブーとされた科学技術用語などが多く収録されており、その語彙数は約4万に及んだ。18世紀に入ると、フランスでも科学技術用語などの専門用語を収録した辞典が出版されるようになる。数版を重ねた『トレヴー辞典』（1704-1711）*Dictionnaire de Trévoux* やデイドロの『百科全書』*Encyclopédie* などである。また、それまで規制されていた新語、借用語、地方語などがフランス語に導入されるようになる。

論理、理性、明晰の名において、フランス語の標準語化がさらに進むが、それは威信のある作家の言語に準拠したものであった。つまり、それまでの宮廷の教養のある人々の慣用が、威信のある作家の語法に取りかえられたのである。しかし、庶民のフランス語は「正しくないフランス語」で、支配階級の言語のみが「正しいフランス語」であるとの言語思想は依然として生き続けている。

フランス語の規格化と標準化が進むに伴い、フランス語は中世のラテン語に匹敵する威信を持った言語であるという誇りが生まれてくる。そのことは、17世紀後半から、フランス語がラテン語に代わり、次第に外交語としての地位を占めるようになることと密接に関連している。ルイ14世の統治期に、フランス語は徐々に外交語と見なされ始め、国家間条約の作成の予備交渉で用いられた。<sup>71</sup> 外交語としての地位を確立するのは、1714年にルイ14世とカール6世の間で交わされたラシュタット条約以降である。フランス語の外交語としての地位はその後、1919年のヴェルサイユ条約の締結まで続くことになる。

18世紀にはロシアをはじめとするヨーロッパの貴族達が、互いのコミュニケーションのためにこぞってフランス語を用い、そのような風潮は知識人の間にも広がっていった。フランス語は論理的で、理性、明晰において他のどの言語より優れた言語であるということは、当時のヨーロッパにおいて共通の認識であっ

た。そのことは、1782年にベルリン・アカデミーが『何がフランス語を普遍的たらしめたのか』*Qu'est-ce qui a rendu la langue française universelle?* という主題で懸賞論文を募集したことに端的に現れている。懸賞に応募した21編の論文のうち、プロシア大学教授シュウォップとリヴェロールの2編が最終審査に残り賞金とメダルを分かちあった。特にリヴェロールの論文『フランス語の普遍性に関する論』*Discours sur l'universalité de la langue française* は、フランス語の「明晰」と「普遍性」を「根拠」づけるのに大いに貢献した。彼は論文の中で「明晰でないものはフランス語ではない」とフランス語を称賛すると同時に、その競合言語を「明晰でないものは英語であり、イタリア語であり、ギリシア語であり、ラテン語である」と決めつけた。<sup>8)</sup>

リヴェロールの論文により、当時ヨーロッパで広く信じられていたフランス語は明晰で普遍的な言語であるという「神話」がさらに確固たるものとなった。

### 3 フランス大革命、共和国の言語政策

#### 3. 1 ジャコバン主義言語政策、言語的連邦制から言語的統一へ

18世紀末に、フランス語の制度化において特記すべき出来事が起きた。それはパリから始まり瞬く間に地方に波及したフランス革命である。「ヴィレール・コトレの勅令」は、ラテン語を排除しフランス語を唯一の公用語としたが、フランス語による言語的統一が行われることはなかった。

17世紀末からフランス革命までの間に、フランスは周辺地域の領土を獲得し、それに伴いフランス語の使用地域が拡張していった。フランドル地方とアルザス地方が1684年と1685年に、そしてルシオン地方、ゲルマン語圏ロレーヌ地方、コルシカがそれぞれ1700年、1748年、1768年に、勅令によりフランス語公用語地域に編入された。このことは、そこに住むすべての人々がフランス語を話すということを意味せず、それらの地域でフランス語が唯一の公用語になったにすぎない。18世紀末、フランス語の規範化がほぼ完成したが、都市部以外では依然としてフランス語の浸透が弱く、南フランスやアルザス、ブルターニュな

どでは日常生活が地域言語で行われていた。

フランス革命以前のアンシャン・レジーム下では国民は政治から疎外されており、国民レヴェルでの言語の統一は、国の統治のために絶対的に必要なものとはみなされてはいなかった。そのため、言語問題は長い間、司法、行政にたずさわる支配階級にかかわる問題であり、大多数の庶民の関心事ではなかった。

当初、革命政府は地方の諸言語に比較的寛大な政策を採用していた。ジロンド党は地方行政においては、特有地域言語を認める政策を採用した。フランス革命は地方の人々の支持を必要としていたので、かれらに革命の理想と革命政府の政策を理解させることは、革命の運命を左右する重要な政治問題であった。1790年1月バイユール（Bailleul）選出の代議士ブシェット（Bouchette）は公文書を特有地域言語に訳すことを提案する。1792年11月、国民議会政令を翻訳することに賛同するダンツェル報告 *Rapport de Dentzel* があり、1793年6月20日、上記の提案を受け入れる決定が公安委員会 *Comité de salut public* によってなされた。しかし、革命政府は一方では、言語の統一の必要性を強く認識していた。フランス革命が理想とする「共和国」は一つで不可分であった。そのため、フランスに存在する特有地域言語および方言の統一は、大革命の不可分の一部であった。言語統一派の人々は、アンシャン・レジームにおいて大多数の国民が不平等に苦しんだのは、彼らが公用語であるフランス語を知らなかったためであると確信していた。抑圧された国民が革命の理念である自由、平等、博愛を真に享受するには、フランス語を理解できることが必要不可欠であると主張した。このような立場をとったのは、連邦主義を退け中央集権化を唱えるジャコバン党であった。

革命当時のフランスの言語状況に関しては、アンリ・グレゴワール神父の報告書で明らかになっている。<sup>9)</sup> 1790年8月、革命政府にフランス各地の言語状況調査を委託された神父は全国の教区司祭に通達を送り、彼らの教区でのフランス語の使用状況、方言、俚言の使用状況などについて調査することを依頼した。神父は1790年と1791年に各地の教区から受け取った回答に基づき、『俚言をなくし、フランス語の使用を普遍化する必要性と手段について』 *Rapport sur la nécessité et les moyens d'anéantir les patois et d'universaliser*



*l'usage de la langue française* と題する報告書を作成し、1794年に立憲議会に提出した。この報告書によると、当時の人口2500万人のうち、少なくとも600万人（主に南部の農村地域）がフランス語を全く解さず、他方で別の600万人がフランス語で十分に会話を行えないことが判明した。また、フランス語を正しく話せるのは300万人に過ぎなかった。フランス語を正確に書ける者の数は、さらにもっと少なかったことが容易に推測できる。革命が進めにつれ、連邦制を支持するジロンド派と中央集権主義を唱えるジャコバン派の葛藤が激化していった。そのことは革命の言語政策にも重大な影響を及ぼした。1793年、生まれたばかりの共和国は、内外からの反革命の脅威にさらされることになる。各地で民衆の不満が噴き出し、特にヴァンデの農民暴動は、王党派の扇動により大きな反革命内乱に発展した。革命が脅威にさらされると、パリの中央集権化傾向が強まり、ジャコバン派と連邦制を唱えるジロンド派との闘争が激しくなった。中央集権派であるジャコバン党はフランス語による言語のさらなる統一を主張し、地方の言語に対して嫌悪感をあらわにした。「あなた達は政治的連邦制を憎んでいる。言葉の連邦制をきっぱりと捨てなさい。言語は共和国と同じく単一であるべきである。」 *Vous détestez le fédéralisme politique; abjurez celui du langage; la langue doit être une comme la République.*<sup>10)</sup>

さらに、ジャコバン派は、特有地域言語をフランス革命を危機に陥れる諸勢力の象徴と見なしていた。タルブ出身の国民議会議員バレール（Barère）は、共和歴2年ブルヴィオーズ28日（1794年1月27日）に革命議会において「綱領演説」を行い、次のように述べている。「連邦主義と盲信は低地ブルトン語を話す。亡命貴族達と共和国に憎悪を抱く者はドイツ語を話す。反革命はイタリア語を話し、狂信分子はバスク語を話す。損害と誤りの手段を打ち砕こう」 *Le fédéralisme et la superstition parlent bas-breton; l'émigration et la haine de la République parlent allemand; la contre-révolution parle italien et le fanatisme parle basque. Brisons ces instruments de dommage et d'erreur.*<sup>11)</sup> バレールが演説の中で述べているドイツ語とイタリア語とは、それぞれアルザス語とコルシカ語のことである。

アンシャン・レジームにおいては、フランス語は「王の言語」であった。王

は臣下である庶民達がどのような言葉を使うかについて関心がなかった。王にとって、フランス語は統治手段の重要な要素であり、支配階級とその行政システムがフランス語によって運営されることが重要であった。しかし、フランス革命で誕生した共和国は、王から主権を奪い国民主権という新たな概念を創り出した。国民主権の象徴である共和国では、法はすべての者に平等であり、すべての者が法を知らなければならない。共和国の法はフランス語によって作成されており、また革命思想もやはりこの言語で伝播された。革命政府にとっては、言語問題は単なる文化の問題ではなく、重要な政治問題であった。つまり、フランス語は「王の言語」から「共和国の言語」になった時から、共和国の全市民達がこの言語を知る義務を持つようになった。「ヴィレール・コトレの勅令」は、司法行政においてフランス語が唯一の公用語であると定めたが、日常生活における特有地域言語の使用を制限しなかった。一方、内外からの脅威にさらされた「共和国」においては、フランス語が行政ばかりではなく、庶民の日常生活を含む、すべての領域で唯一の言語として使用されることが重要であった。革命派にとっては、言語的統一が国の分裂を阻み、「共和国」の存続と統一を保障する重要な手段であった。そのため、革命派は「一共和国、一言語」の原理の名において言語的抑圧政策を実施していく。共和歴2年テルミドール2日（1794年7月20日）、フランス語使用の制度化において極めて重要な政令が可決された。この政令は、公文書は言うまでもなく、私署証書でさえもフランス語以外の言語で作成されることを禁じた。この政令に違反した者は禁固6ヶ月の刑に処せられると定められていた。<sup>12)</sup> 言語的統一の思想は、革命後に続く総督政治下においても変わらず、長い間フランスにおける言語政策の基本となった。

### 3. 2 フランス語の普及、学校におけるフランス語教育の導入

フランス革命当時、共和国の大半の国民達がフランス語を解さない状況の中で、この言語をフランスの隅々にまで普及させるには、学校教育を徹底させる必要があった。

タレラン（Talleyrand）の提案に従い、立法議会 *Législative*（1791-1849）

は1791年10月、フランス語の普及のため、初等教育を発展させることを決定し、そのため公教育委員会 *Comité de l'Instruction Publique* を設立した。この委員会の任務は各コミューンに学校を作ることであった。コンドルセ (Condorcet) は1792年の報告で「真の平等の維持のためには、言葉が人々を二つの階層に分けるのをやめることが重要である」 *Il est important pour le maintien de l'égalité réelle, que le langage cesse de séparer les hommes en deux classes.*<sup>13)</sup> と述べている。また、共和歴2年ブルヴィオーズ8日の「バレー報告」を受け、同日の政令で特有地方言語が依然として主要言語となっているすべての県に、フランス語の教師を10日以内に任命することを決定した。<sup>14)</sup> 内乱と外国との戦争により国は疲弊し、共和歴4年ブリュメール4日 (1795年10月26日) 国民公会は終会を宣言し解散した。革命は短命に終り、無料初等教育は革命政府によって実施に移されはしなかった。この計画が実現されるには、第三共和制 (1871-1940) を待たねばならなかった。七月王政下の1832年、教育相ギゾー (Guizot) は各コミューンに公立学校を設置し初等教育を実施したが、革命政府が理想とした無料義務教育ではなく不完全なものであった。フランスは1870年の普仏戦争で敗北し、翌年5月10日、フランクフルトで対独講和条約に署名した。この条約によりアルザスとロレーヌがドイツに割譲された。この屈辱的敗北の結果、フランスでは国民統一の必要性が再び叫ばれるようになった。言語と国民の一致が国の統一のために不可欠なものと以前に増して強調され、公立学校でのフランス語教育の重要性が再認識された。

「ジュール・フェリー法」 *Lois scolaires de Jules Ferry* により、1881年には無料初等教育、そして、翌年から宗教性が排除された義務教育が実施された。<sup>15)</sup> コミューンの学校ではすべての教科がフランス語で教えられ、フランス語の公認正書法を学ぶことが重要視された。<sup>16)</sup> 学校でのフランス語教育は言語排他的性格を帯び、特有地域言語は徹底的に排除された。フランス語以外の言語の使用は教室ばかりではなく、レクリエーションの時でさえ厳しく罰せられた。

公立学校におけるフランス語教育は、ブルトン語、アルザス語、コルシカ語などの特有地域言語ばかりでなく、俚言と称される地方のフランス語を排除し、

バリの方言に基づく標準語を全国民に徹底的に普及させるのに決定的役割を果たした。南フランスをはじめとする方言、俚言地域では、標準語使用の強制に抵抗する様々な動きがあったが、公立教育の発展と共に標準フランス語がフランス全土において「優位言語」の地位を確立していった。

#### 4 フランス語の栄光を取り戻す政策

19世紀を通じて標準フランス語が国民の中に急速に普及した。それに伴い方言の衰退がますます促進された。その要因として、上記の初等無料義務教育の実施以外に次のようなことを挙げることができる。まず、日常生活において、人々が方言ではなく標準フランス語を必要とする状況が頻繁に生じたことである。ナポレオン一世により考案され、続く政府によって実行された新しい行政機構は、人々がアンシャン・レジーム下では接することがなかった公的文書などに直に接する機会を増やした。そのことは、彼らの十分なフランス語の知識を要求した。さらに、大革命時代に導入され、第三共和制において実施された成人男性の徴兵制、交通および郵便制度の改善、1832年に敷設が始まる鉄道網の発達、全国的規模の新聞の普及、20世紀に入って始まるラジオ放送などは、人的交流を促し、地方の人々が標準フランス語に接する機会を著しく増大させた。このことにより、言語の平準化が進んだ。

20世紀初頭に全国的規模で実施された方言調査の結果、<sup>17)</sup> フランスには方言や俚言が依然として残っていたが、それらは標準語の影響を多く受けていることが判明した。第二次世界大戦後、それまで国家が実施してきた方言に対する抑圧政策に対する反省から、1951年1月、国民議会で「デクソンヌ法」*Loi Deixonne* が可決され、その第三条で中等および高等教育で、地域言語の選択学習が認められた。<sup>18)</sup> その後、1975年の「ハビー法」*Loi Haby*、1982年のサヴァリー通達 *Circulaire Savary* などによって、学校での地方言語教育が強化された。このように地域言語に関して比較的に寛容な政策がとられるようになったにもかかわらず、フランスの言語政策は依然としてジャコバン主義の性格を帯びている。

すでに述べたが、フランスでは、言語問題は歴史的に国家的問題であり、かつ重要な政治問題であった。19世紀末頃から、フランス語は以前のような輝きを失い始め、その影響力が次第に弱まる。外交語としての地位が根底から揺るぐ出来事が起きるのは、20世紀になってからである。1918年のヴェルサイユ条約はそれまでの外交慣例を破り、英語とフランス語の二つの言語で作成された。これはフランスにとって大きな衝撃であり屈辱であった。なぜなら、この出来事は17世紀からヨーロッパ世界において唯一の外交語であったフランス語が、その栄光的な地位を英語に譲ることを意味していたからである。

この時以来、フランス語を擁護し広範に普及させ、過去の栄光を取り戻すことが、フランスの言語政策の重要な課題となった。自国の言語が外交語であり続けることに、フランスがどれほど固執しているかは、第二次世界大戦終結を目前にして繰り広げられた外交舞台で明らかになった。1945年2月のヤルタ会談をへて、同年4～6月にサンフランシスコで開かれた連合国会議で、国際連合の創設が討議された際、どの言語を組織の公用語と定めるかが問題になった。当初、第二次世界大戦で最も重要な役割を果たした国々（アメリカ、イギリス、ソ連）の言語である、英語とロシア語に加え、使用人口の多いスペイン語が選ばれた。フランスはこれに強く抗議し精力的な外交努力を行い、中国語と共に自国の言語を国連の公用語として採用させるのに成功した。<sup>19)</sup> 1960年代に入り、アフリカ諸国が独立を達成し国連に大挙加盟すると、フランスはフランス語圏諸国と協力し国連での自国の言語の地位を高めるために奮闘した。現在、フランス語は英語と共に国連とその傘下にある国際機関において作業言語の地位にある。

20世紀を通じて、フランスは国内外でのフランス語の擁護と普及を重要な国家的事業と位置づけ、それを実行するための様々な機構、組織を設立し、それらの事業を支えるため言語に関する諸法案を作ってきた。

まず、フランスの言語政策を実施するために設立された主な機構、組織について述べる。1937年、ブリュノー（Bruno）、テリーヴ（Thérive）、ドーザ（Dauzat）など3人の言語学者の発案により「フランス語局」*Office de la langue française* が設立され<sup>20)</sup>、1957年に「フランス語語彙局」*Office du*

*vocabulaire français* に改組された。1966年3月には、シャルル・ド・ゴール大統領の強い影響下で、「フランス語の擁護と伝播のための高等委員会」*Haut Comité de défense et d'expansion de la langue française* が政令により創立され、首相直属の機関となった。この委員会は1973年政令で「フランス語高等委員会」*Haut Comité de la langue française* に改組された。<sup>21)</sup> 「高等委員会」の下に三つの委員会 (Commissions) が設けられた。「高等委員会」は1967年に「フランス語国際評議会」*Conseil international de la langue française* (Cilf)、1972年に「術語の内閣委員会」*Commissions ministérielles de terminologie* を設けた。このうち、後者は最新の科学技術の発展に対応しフランス語の術語を豊かにすることにより、英語語法の浸食を防ぎフランス語を擁護することに大きな注意を払っている。

国際社会でフランス語を擁護し普及させるには、フランス語を使用する諸国との緊密な協力関係が必要である。これはフランスばかりではなく、フランス語を公用語もしくは準公用語とするフランス語圏諸国にとっても重要な課題であった。ハビド・ブルギバ (チュニジア)、ハマニ・ディオリ (ニジェール)、レオポルド・セダール・サンゴール (セネガル) ら3人の大統領の発案により、独立を達成したアフリカのフランス語圏諸国と旧宗主国フランスとの協力関係を維持発展させるため、1960年に「フランス語教育大臣会議」が創設された。その後、1970年ニジェールの首都ニアメーで開催された国際会議で、フランス語圏諸国における教育と経済発展のための「文化・技術協力機構」*Agence de coopération culturelle et technique* が設立された。さらにこの機構が軸になり「フランス語を共有する諸国の国家・政府首脳会議」*Conférences des chefs d'État et de gouvernement des pays ayant le français en partage*<sup>22)</sup> が開催される。

国家機関以外にも、フランス語の擁護と普及を使命とする民間団体が多く存在する。その中で最も有名な団体は、1883年にパリで創立されたアリアンス・フランセーズ *Alliance Française* である。現在この団体は世界130以上の国々で、フランス語とフランスの文化を広範に普及するために精力的に活動をおこなっている。

上記の公的および民間諸団体の活動は、言語に関する様々な法律によって支えられている。1975年12月31日、「バ・ロリオル法」Loi Bas-Lauriol が国民議会で全会一致で可決された。この法は商品、サービスおよび生産物の呼称、取引、展示・紹介、広告、使用説明書などでフランス語の使用を義務化した。さらに、1982年、輸入商品に対してもフランス語使用を義務化する通達が出された。<sup>23)</sup>

一国での言語の多様性（つまり複数の公用語を認める）が主張されるヨーロッパ的環境の中で、フランスは頑なにフランス語が唯一の公用語であるというジャコバン主義的言語政策に固執している。1992年6月25日、国民議会で「（フランス）共和国の言語はフランス語である」という一文を憲法二条に挿入明記することに関する憲法修正案が提出され可決された。

## 終わりに

「ヴィレール・コトレの勅令」以来、フランスにおける言語問題はフランス国家の中央集権的性格を反映し、国の統合問題に密接に関連している。フランスは言語の異なった民族的諸集団が歴史的に結合して形成されてきた。そのためフランス語以外に、ロマンス系の諸言語（オック語、コルシカ語、カタロニア語など）と非ロマンス語系諸言語（アルザス語、ブルトン語、フラマン語など）が長い間共存してきた。しかし、イタリア、スペインなど他のロマンス語諸国とは違い、フランスではいかなる特有地域言語にも公用語（地域レベル）の地位が付与されていない。言語の規範化はパリの方言を基準として行われてきており、言語の標準化の過程で中心となったのは中央集権の勢力である。イタリア、スペインなど他のロマンス語諸国においては、標準語形成は必ずしも中央集権的に行われたのではない。

イタリアでは14世紀にフィレンツェを中心とするトスカーナ地方が、経済および文化的要因により、イタリア語史の「主役」を担うことになる。特に、ダンテ、ペトラルカ、ボッカチオが文学を行ったフィレンツェ方言がイタリア語のある種の規範となり、その後の「言語問題」*Questione della lingua* が提

起される。ローマ帝国崩壊以来、イタリア半島には統一国家が存在せず小国に分裂していたため、イタリアの統一が達成された1860年ですら、イタリア語の「言語問題」は解決されずにいた。19世紀末、マンゾーニの精力的な働きの結果、首都ローマの方言、もしくはイタリア統一に主要な役割を果たした北部イタリアの方言ではなく、フィレンツェ方言がイタリア共通語の基礎となった。しかし、イタリアは排他的言語政策を採らず、民族的少数派言語や地方言語に対して寛大である。イタリア語以外に他の言語（サルジニア語、フランス語、ドイツ語）が地方の公用語として認められている。

スペインではイベリア半島からイスラム勢力を追放し失地回復のため、700年に亘り展開されたレコンキスタ（国土回復運動）で主要な役割を果たし、スペイン統一を成し遂げたカステリア王国の言語（カステリア語）が、ガリシア語、カタロニア語などの競合語を押しつけ標準語の地位を獲得した。スペインでは18世紀とフランコ統治時代に、中央集権的国家体制が敷かれ少数派諸言語が抑圧された。しかし、1978年憲法はカステリア語をスペイン国家の公用語と定めると同時に、カタロニア語、ガリシア語、バスク語など地域語を地域レベルで公用語と認めている。

フランス革命によって「一共和国、一言語」の原則が成立し、フランス語は今日まで国の統合の象徴となってきた。フランス国家は地域語に対してこれまで一貫して排他的立場を堅持してきた。国際社会で英語の影響力が増大するにつれ、フランスは自国の言語（フランス語）の国際的地位を守る必要性から、各国文化の独自性を強く主張している。反面、国内においては、地方分権化進展と共に地域語の振興のための政策を採り始めたが、言語の多様性を認めるには至っていない。そのため、フランスはいまだに「地方言語もしくは少数派言語に関するヨーロッパ憲章」*Charte européenne sur les langues régionales ou minoritaires*を批准していない。ヨーロッパ統合がさらに進むにつれ、フランスが自らのジャコバン主義言語政策を「ヨーロッパ言語憲章」に整合させる努力が、以前に増して不可避なことになるであろう。



註

- 1) Bernard Cerquiglini, *La naissance du français*, pp. 41-42
- 2) 《la façon de parler de la plus saine partie de la Cour, conformément à la façon d'escrire de la plus saine partie des Autheurs du temps.》
- 3) 《Et pour ce que de telles choses sont souvent advenues sur l'intelligence des mots latins contenus esdits arrests, nous voulons d'ores en avant que tous arrests, ensemble toutes autres procédures, soient de nos cours souveraines et autres subalternes et inférieures, soient de registres, enquestes, contrats, commissions, sentences, testaments, et autres quelconques actes et exploicts de justice, ou qui en dépendent, soient prononcez, enregistrez et délivrez en langaige maternel français et non autrement.》 Anne Judge 《French : a planned language?》 in *French Today, language in its social context*"
- 4) 最初のイタリア語辞典は、1612年にフィレンツェの「クルスカ会」によって刊行される。スペインでは、アントニオ・デ・ネブリハ（Antonio de Nebrija）が1492年に『カステリア語文法』をイサベル女王に献上している。1558年に、ピリャロン（Cristóbal de Villalón）が『カステリア文法』*Gramática castellana*、さらに1626年にはコレアス（Gonzalo Correas）が『カステリア語大文法論』*Arte grande de la lengua castellana*を世に出している。スペイン語の辞書としては、コバルビアス（Sebastián de Covarrubias）の『カステリア語またのスペイン語宝典』*Tresor de la lengua castellana o espanola*が1611年に刊行されている。
- 5) ジャック・デュボア（Jacques Dubois）が1531年に、外国人用に『フランス語文法入門』を世に出している。
- 6) 『ル・シッドについてのアカデミー・フランセーズの意見』*Sentiments de l'Académie française sur le Cid*（1637）
- 7) ニメーグ（ナイメーヘン）和約（1678）の予備交渉において、フランス語

が外交言語として用いられた。

- 8) 《C'est de là que résulte cette admirable clarté, base éternelle de notre langue ; *ce qui n'est pas clair n'est pas français*; ce qui n'est pas clair est encore anglais, italien, grec ou latin.》
- 9) ローレス地方アンベルメニールの主任司祭でプロア司教。聖職者市民法の支持者。
- 10) Jacques Chaurand, *Nouvelle Histoire de la langue française*, p.268.
- 11) Claude Hagège, *Le français, histoire d'un combat*, pp.82-83.
- 12) 《tout fonctionnaire ou officier public, tout agent du gouvernement qui à dater du jour de la publication de la présente loi, dressera, écrira ou souscrira, dans l'exercice de ses fonctions, des procès-verbaux, jugements, contrats ou autres actes généralement quelconques, conçus en idiomes ou langues autres que la française, sera traduit devant le tribunal de police correctionnelle de sa résidence, condamné à six mois d'emprisonnement, et destitué.》 Claude Hagège, *Le français, histoire d'un combat*, pp.86-87.
- 13) 《Il est important pour le maintien de l'égalité réelle, que le langage cesse de séparer les hommes en deux classes》 *Nouvelle Histoire de la langue française* の中で引用される。p.266.
- 14) 《L'établissement dans un délai de dix jours, d'un instituteur de langue française dans chaque commune de campagne des départements où les habitants ont l'habitude de s'exprimer en bas-breton, italien, basque et allemand.》 (cf. Seguin, 1972, p.227) R. Anthony Lodge により引用される。
- 15) 革命以前は教会が初等教育を行っていた。
- 16) 1832年フランス語の国定正書法が制定され、学校におけるフランス語の正書法教育が重要な課題となる。すべての公共機関は国定正書法に従うことが要求されるため、その修得は社会的地位向上と密接に関係する。
- 17) スイスの言語学者ジュール・ジリエロンはエドモン・エドモンの協力を得

て、1897年から1901年の間に、フランス語方言調査を行い、その調査結果は1902年から1910年の間に『フランス語言語地図』として出版される。

- 18) 「デクソンス法」は、公立初等・中等学校で、バスク語、ブルトン語、カタロニア語、オック語を週1時間、選択学習することを定めた。翌年、これらの地方言語にアルザス語が追加される。
- 19) フランス語に公用語の地位を認めるべきかを採決した結果、賛成票が過半数をわずか一票超えただけであった。
- 20) ブリュノーと詩人のポール・ヴァレリーが共同議長に選出された。
- 21) 「高等委員会」はその後、*Commissariat général de la langue française* に改称し、1989年には現在の *Délégation générale à la langue française* となる。
- 22) 1986年2月第一回会議がヴェルサイユで開かれ41ヶ国（地方政府含む）の首脳が参加した。翌年9月第二回会議がケベック市（カナダ・ケベック州）で開かれ、首脳会議を隔年で開催することが決定される。2002年秋には第九回首脳会議がレバノンの首都ベイルートで開かれる予定。
- 23) EU 法との関連で、EU 加盟国からの商品はその他の国々からの商品とは区別され取り扱われるため、この通達の適用範囲が縮小される。

### 参考文献

1. R. Anthony Lodge, *Le français, Histoire d'un dialecte devenu langue*, Paris, Fayard, 1997.
2. Henriette Walter, *Le français dans tous les sens*, Paris, Robert Laffont, 1994.
3. Henriette Walter, *L'aventure des langues en Occident*, Paris, Robert Laffont, 1994.
4. Anne Judge, 《French: a planned language》 in *French Today, Language in its social context*, New York, Cambridge University Press, 2000.

5. Renée Balibar, *L'institution du français, essai sur le colinguisme des carolingiens à la République*, Paris, PUF, 1985.
6. Jacques Chaurand, *Nouvelle histoire de la langue française*, Paris, Seuil, 1999.
7. Claude Hagège, *Le français, histoire d'un combat*, Paris, Éditions Michel Hagège, 1996.
8. Bernard Cerquiglini, *La naissance du français*, Paris, PUF, Que sais-je?, 1991.
9. Marie-Josée de Saint Robert, *La politique de la langue française*, Paris, PUF, Que sais-je?, 2000.
10. Jean-Marie Klinkenberg, *Des langues romanes*, 2ème édition, Paris, Duculot, 1994.
11. Pierre Miquel, *Histoire de la France*, Paris, Fayard, 1981.
12. ジャック・ショラン（著）、川本茂雄、高橋秀雄（共訳）、『フランス語史』、1976、白水社
13. ピーター・リカード（著）伊藤忠夫、高橋秀雄（訳）、『フランス語史を学ぶ人のために』、1995年、世界思潮社
14. ウージェーヌ・フィリップス（著）、宇京頼三（訳）、『アルザスの言語戦争』、1999年、白水社